

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年7月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500055号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500059号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和42年11月1日から同年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

昭和42年11月1日から同年12月1日までの訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和42年11月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和42年11月1日から同年12月1日まで
② 昭和47年5月1日から同年6月1日まで

請求期間①について、A社を昭和42年11月30日に辞めたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日が同年11月1日となっているので、記録を訂正してほしい。

請求期間②について、B社(現在は、C社)を昭和47年5月31日に辞めたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日が同年5月1日となっているので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、請求者は、昭和42年10月11日から同年11月30日までの51日間について、労務不能のため健康保険による傷病手当金が給付されていることが確認できることから出勤はしていないものの、請求者から提出されたA社の給料支払明細書(昭和39年2月分から同年4月分まで、昭和40年9月分、同年10月分及び昭和42年8月

分から同年 11 月分まで) から判断すると、同社は当月控除であり、請求者は、当該期間において同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給料から控除されていたことが認められる。

また、昭和 42 年 11 月の標準酬月額については、昭和 42 年 10 月の標準報酬月額及び給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に解散している上、事業主も死亡しているため回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②について、請求者は、「B 社を退社したのは昭和 47 年 5 月 31 日である。父の経営する店の売上帳に同日付けで私が退社したことの記載がある。」、また、「昭和 47 年 5 月 31 日の勤務及び給与に係る記述がある当時の日記がある。」として、売上帳及び日記を提出している。

しかしながら、C 社は、当時の資料を保管しておらず、既に当時の事業主は死亡していることから、当該期間の請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて分からない旨陳述している上、当該期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会しても、請求者の当該期間の勤務について回答が得られない。

また、雇用保険の加入記録によれば、請求者の B 社における離職日は、昭和 47 年 4 月 30 日となっており、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合する。

さらに、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によれば、請求者は、昭和 47 年 5 月 1 日から国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、請求者の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の喪失年月日は、昭和 47 年 5 月 1 日であり、遡って訂正された形跡もない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500008号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500060号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成15年9月1日から平成17年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年9月から平成17年8月までの標準報酬月額については、22万円から28万円とする。

平成15年9月から平成17年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年9月から平成17年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間のうち、平成24年6月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年6月から同年11月までの標準報酬月額については、22万円から44万円とする。

請求期間のうち、平成24年6月1日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年4月2日から平成24年12月1日まで

A社に勤務した請求期間について、標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっている。保管する給料支払明細書と預金通帳の写しを提出するので、標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成16年12月1日から平成17年9月1日までの期間については、請求者から提出されたA社の給料支払明細書により、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（22万円）を超える報酬月額（平成16年12月は64万7,000円、平成17年1月は34万9,000円、平成17年2月は50万7,000円、平成17年3月は47万6,000円、平成17年4月は53万円、平成17年5月は43万4,000円、平成17年6月は51万4,000円、平成17年7月は39万6,000円、平成17年8月は46万3,000円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（平成16年12月は62万円、平成17年1月は34万円、平成17年2月は50万円、平成17年3月は47万円、平成17年4月は53万円、平成17年5月は44万円、平成17年6月は50万円、平成17年7月は41万円、平成17年8月は47万円）より低い標準報酬月額（28万円）に見合う厚生年金保険料（1万9,085円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが必要である。

また、請求期間のうち、平成15年9月1日から平成16年12月1日までの期間については、請求者から提出された当該期間に連続する期間の給料支払明細書、預金通帳の写し及び複数の同僚の給料支払明細書から総合的に判断すると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（22万円）を超える標準報酬月額（28万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年9月から平成17年8月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かは不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間のうち、平成24年6月1日から同年12月1日までの期間について、本件請求日においては保険料徴収権が時効により消滅していない期間である。

平成24年6月から同年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によ

ると、22万円と記録されている。

しかしながら、請求者から提出された給料支払明細書により、標準報酬月額決定の基礎となる平成23年4月から同年6月までは、標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できることから、平成24年6月から同年8月までの標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

また、平成24年9月から同年11月までの標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、22万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成27年1月15日付けで、44万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するとして、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（44万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22万円）とされている。

しかしながら、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額決定の基礎となる平成24年4月から同年6月までは、標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できることから、請求者の年金額の計算の基礎となる平成24年9月から同年11月までの標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成17年9月1日から平成24年6月1日までの期間については、給料支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成6年4月2日から平成15年9月1日までの期間については、請求者から提出された預金通帳の写しにより、オンライン記録の標準報酬月額を上回るA社からの振込額が確認できる月はあるものの、請求者は給料支払明細書を保管しておらず、同社は、当時の給与額及び厚生年金保険の保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していない旨を回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間の請求に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500178号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500104号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和52年5月1日から昭和52年4月1日に訂正し、昭和52年4月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和52年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和52年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年4月1日から同年5月1日まで

昭和52年4月1日に、A社C支店から同社B支店に異動し継続して勤務していたが、昭和52年4月1日から昭和52年5月1日までの厚生年金保険記録がないので、年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者に係る雇用保険の記録、D健康保険組合の回答、A社から提出された社員カード並びに請求者から提出された辞令及び給与に係る資料によると、訂正請求記録の対象者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(昭和52年4月1日に同社C支店から同社B支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社B支店における厚生年金保険被保険者原票の昭和52年5月の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和52年4月1日から同年5月1日までの期間につ

いて、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500075号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500105号

第1 結論

A社(現在は、B社)における請求者の厚生年金保険被保険者記録のうち、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(昭和54年1月1日)及び取得年月日(昭和54年6月1日)を取消し、昭和54年1月から同年5月までの標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和54年1月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和54年1月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年1月1日から同年6月1日まで

私は、昭和53年5月1日にA社に入社し、現在に至るまで同社及び同社の関連会社に継続して勤務している。しかし、請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間の勤務内容及び勤務形態に変更はなく、継続して勤務していたため年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は、同社において昭和53年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和54年1月1日に被保険者資格を喪失後、昭和54年6月1日に同社において被保険者資格を再度取得しており、請求期間の被保険者記録が確認できない。

また、雇用保険の記録によると、A社において、昭和53年5月1日資格取得、昭和53年12月31日離職、昭和54年6月1日再度資格取得していることが確認できるところ、この記録は厚生年金保険被保険者記録と符合している。

しかし、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同社の元事業主、元役員及び複数の同僚の回答、B社から提出された従業員名簿並びにB社の回答から、請求者は請求期間にA社において継続して勤務し、業務内容等の変更も無かったことが推認される。

また、請求期間に継続して勤務していたとするA社の複数の同僚等の厚生年金保険の記録は継続しており、元事業主は、請求者は請求期間も継続して勤務しており、同社が

請求者の厚生年金保険を途中で切ったことはなく、請求期間の厚生年金保険の記録が無い理由が分からない旨の回答をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和53年12月の記録から、14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和54年1月1日から同年6月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届及び厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和54年1月1日から同年6月1日までの期間において、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届や厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所が資格喪失年月日及び再度の資格取得年月日を記録することは考え難いことから、事業主が厚生年金保険の記録どおりの被保険者資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和54年1月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500051号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500061号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和50年1月27日から昭和51年12月26日まで
請求期間について、A社に勤務していたときの給与が30万円支払われていたにもかかわらず、標準報酬月額は当時の給与額と比べて低い額になっている。請求期間について標準報酬月額を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、B厚生年金基金から提出された請求者に係る「厚生年金基金加入員台帳」並びにA社から提出された請求者に係る厚生年金基金及び厚生年金保険の届出の控えによると、請求期間に係る標準給与月額及び標準報酬月額の記録は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している上、同社の事務担当者は、請求期間当時、複写式の様式を使用しており、厚生年金基金と社会保険事務所（当時）の記録は一致しているはずであり、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していない旨を陳述している。

また、請求者が名前を挙げたA社の当時の取締役及び同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会したものの、請求者が主張する報酬月額の支払及び当該報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500070号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500074号

第1 結論

昭和63年7月1日から平成元年3月1日までの請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成13年7月1日から同年9月1日までの請求期間について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和63年7月1日から平成元年3月1日まで
② 平成13年7月1日から同年9月1日まで

請求期間①についてはA社に雇われ、他社の工場勤務しており、請求期間②については、C社で勤務していたが、私の厚生年金保険被保険者記録には両社共に記録がない。給料から厚生年金保険料が事業主により控除されていたと思うので、請求期間①及び②について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、当該期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、請求者と一緒に勤務した旨を陳述する同僚がいること及び請求者が記憶する勤務場所や仕事内容について、複数の同僚の回答と一致することから、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者のA社に係る雇用保険の記録は確認できない上、B社は、請求期間①の賃金台帳等の資料を保管していない旨回答しており、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、請求期間①にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、入社日と厚生年金保険の資格取得日が相違している旨回答している上、雇用保険の資格取得日から数か月経過後に厚生年金保険に加入している複数の同僚の記

録が確認できることから、当該期間、同社においては必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

請求期間②について、請求者は、短期間の勤務のため仕事内容及び勤務形態について具体的な記憶がない旨陳述しており、請求者のC社に係る雇用保険の記録も確認できない。

また、請求期間②にC社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会しても、請求者の勤務について回答が得られない上、同社は、当該期間の賃金台帳等の資料を保管していない旨回答しており、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、請求期間②にC社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、入社日と厚生年金保険の資格取得日が相違している旨回答していることから、当該期間、同社においては必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500017号

厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第1500005号

第1 結論

昭和37年7月12日から昭和41年2月8日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和15年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年7月12日から昭和41年2月8日まで

請求期間のA社とB社C営業所の厚生年金保険の期間について、同社C営業所を退職する際に脱退手当金が支給されているとのことであったが、私は脱退手当金を受け取っていないので、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のB社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)の厚年番号欄に記載された番号*は、請求者の厚生年金保険の被保険者番号*と一字相違している。

しかしながら、被保険者原票の氏名、旧姓、生年月日は請求者と一致しており、被保険者原票の厚生年金保険の被保険者記録は、請求者のオンライン記録と一致する上、昭和41年*月*日を支給期間とする分娩費の支給記録が記載され、当該支給期間は請求者の長女の生年月日と一致することから、当該被保険者原票は請求者のものと認められるところ、当該被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている。

また、請求者の厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、請求期間に係る脱退手当金の裁定日や支給日が記載され、B社C営業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年2月8日から約4か月後の同年5月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、請求者が最初に勤務したD社E工場の厚生年金保険被保険者記録については、氏名の一部に漢字の誤りがみられるものの、請求者の厚生年金保険被保険者記録であると判断され、請求者の基礎年金番号に統合されているところ、同社の健康保険

厚生年金保険被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されており、請求者の厚生年金保険被保険者台帳には同社の脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁である社会保険出張所（当時）へ回答されたことが記載されている。その脱退手当金は、支給日が、異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理される別事業所の被保険者期間内であったため基礎年金番号に統合された際に取り消され、現在は脱退手当金の支給済期間となっていない。請求者が所持する昭和60年1月30日付F社会保険事務所長発行の「厚生年金保険の被保険者期間について（回答）」によれば、D社E工場の厚生年金保険の被保険者記録については、昭和36年8月14日に、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録については、昭和41年5月30日にそれぞれ脱退手当金が支給されたことが記載されており、2回とも請求者の意思に反して請求されているというのは考え難い。

加えて、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、請求期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と請求期間の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者番号で管理されており、当時、請求者からの申出がない場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該未請求の被保険者期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。